

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">[目次]</p> <p>措置法第29条の3(勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例)関係 措置法第29条の4(退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例)関係</p> <p>措置法第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)関係 (勤務先の名称又は所在地の変更等があった場合における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21 (省略) (1)～(5) (省略) (6) 当該勤務先に係る賃金の<u>支払者(個人を除く。)</u>又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号</p> <p>(勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21の2 (省略) (1)～(5) (省略) (6) 当該勤務先に係る賃金の<u>支払者(個人を除く。)</u>又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号 (注) (省略)</p> <p>(国外勤務期間内に氏名の変更があった場合等における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の省略)</p> <p>4の2—28 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者につき、国外勤務期間内に<u>氏名</u>の変更があった場合又は国内の勤務先に勤務をすることとなったことに伴い帰国後の住所地が当該継続適用申告書に記載した住所と異なることとなった場合であっても、当該勤労者が提出する海外転勤者の国内勤務申告書にその変更後の氏名又はその帰国後の住所を記載すれば足り、財形住宅貯蓄異動申告書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(削 除)</p>	<p style="text-align: center;">[目次]</p> <p>措置法第29条の4(勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例)関係 措置法第29条の6(退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例)関係</p> <p>措置法第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)関係 (勤務先の名称又は所在地の変更等があった場合における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21 (同左) (1)～(5) (同左) (6) 当該勤務先に係る賃金の<u>支払者の個人番号若しくは法人番号</u>又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号</p> <p>(勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をした場合等の財形住宅貯蓄異動申告書の提出の特例)</p> <p>4の2—21の2 (同左) (1)～(5) (同左) (6) 当該勤務先に係る賃金の<u>支払者の個人番号若しくは法人番号</u>又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号 (注) (同左)</p> <p>(国外勤務期間内に氏名の変更があった場合等における財形住宅貯蓄異動申告書の提出の省略)</p> <p>4の2—28 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者につき、国外勤務期間内に<u>氏名若しくは個人番号</u>の変更があった場合又は国内の勤務先に勤務をすることとなったことに伴い帰国後の住所地が当該継続適用申告書に記載した住所と異なることとなった場合であっても、当該勤労者が提出する海外転勤者の国内勤務申告書にその変更後の<u>氏名、個人番号</u>又はその帰国後の住所を記載すれば足り、財形住宅貯蓄異動申告書の提出は要しないことに留意する。</p> <p>(海外転勤者につき勤務先の異動及び住所等の変更又は財形住宅貯蓄の移管が同時に行われ</p>

改正後

改正前

た場合の手続)

4の2-30 海外転勤者の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出した勤労者につき、国内の他の勤務先に勤務をすることとなったことに伴い、当該申告書に記載された住所若しくは事務代行先の変更又は当該申告書に係る財形住宅貯蓄の移管が行われた場合には、海外転勤者の国内勤務申告書、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書、転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書（措置法令第2条の20第1項の規定による申告書に限る。）及び財形住宅貯蓄異動申告書を、これらの異動事由等を一括して記載した一の書面により、当該他の勤務先に勤務をすることとなった日から起算して2か月を経過する日（措置法令第2条の20第1項に規定する新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをする場合には、当該金銭の払込みをする日）までに、出国時勤務先等、他の勤務先（当該他の勤務先が事務代行団体に財形住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該他の勤務先及び当該委託に係る事務代行先）及び移管前の営業所等（転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出する者については、同項に規定する他の金融機関等の営業所等）を経由して当該継続適用申告書に記載した住所地の所轄税務署長に提出することとして差し支えない。

措置法第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）関係  
（財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用）

措置法第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）関係  
（財形住宅貯蓄非課税制度に係る取扱いの準用）

4の3-2 措置法第4条の3の規定の適用に当たっては、次の表に掲げる項目については、それぞれ次の表の「準用する項」に掲げる措置法第4条の2関係の取扱いに準ずる。

4の3-2 措置法第4条の3の規定の適用に当たっては、次の表に掲げる項目については、それぞれ次の表の「準用する項」に掲げる措置法第4条の2関係の取扱いに準ずる。

項目	準用する項
(1)～(27) (省略)	(省略)
(削除)	(削除)
(28) .....	.....
(29) .....	.....
(30) .....	.....
(31) .....	.....
(32) .....	.....
(33) .....	.....
(34) .....	.....
(35) .....	.....
(36) .....	.....

項目	準用する項
(1)～(27) (同左)	(同左)
(28) <u>海外転勤者につき勤務先の異動及び住所等の変更又は財形年金貯蓄の移管が同時に行われた場合の手続</u>	<u>4の2-30</u>
(29) .....	.....
(30) .....	.....
(31) .....	.....
(32) .....	.....
(33) .....	.....
(34) .....	.....
(35) .....	.....
(36) .....	.....
(37) .....	.....

改正後		改正前							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(37) .....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(38) .....</td> <td>.....</td> </tr> </table>	(37) .....	.....	(38) .....	.....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(38) .....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(39) .....</td> <td>.....</td> </tr> </table>	(38) .....	.....	(39) .....	.....
(37) .....	.....								
(38) .....	.....								
(38) .....	.....								
(39) .....	.....								

**措置法第29条の3（勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例）関係  
（用語の意義）**

**措置法第29条の4（勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例）関係  
（用語の意義）**

**29の3—1** この措置法第29条の3関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

**29の4—1** この措置法第29条の4関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) （省略）
- (2) 財形給付金契約等 措置法第29条の3に規定する勤労者財産形成給付金契約又は第一種勤労者財産形成基金契約若しくは第二種勤労者財産形成基金契約をいう。
- (3) 財形給付金 措置法第29条の3に規定する財産形成給付金をいう。
- (4) 第一種財形基金給付金 措置法第29条の3に規定する第一種財産形成基金給付金をいう。
- (5) 第二種財形基金給付金 措置法第29条の3に規定する第二種財産形成基金給付金をいう。
- (6)～(8) （省略）

- (1) （同左）
- (2) 財形給付金契約等 措置法第29条の4に規定する勤労者財産形成給付金契約又は第一種勤労者財産形成基金契約若しくは第二種勤労者財産形成基金契約をいう。
- (3) 財形給付金 措置法第29条の4に規定する財産形成給付金をいう。
- (4) 第一種財形基金給付金 措置法第29条の4に規定する第一種財産形成基金給付金をいう。
- (5) 第二種財形基金給付金 措置法第29条の4に規定する第二種財産形成基金給付金をいう。
- (6)～(8) （同左）

**（財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期）**

**（財形給付金等の所得区分及び収入すべき時期）**

**29の3—2** （省略）

**29の4—2** （同左）

財形給付金等の所得区分  
及び収入すべき時期一覧表

措法……租税特別措置法  
 措令……租税特別措置法施行令  
 措規……租税特別措置法施行規則

財形給付金等の所得区分  
及び収入すべき時期一覧表

措法……租税特別措置法  
 措令……租税特別措置法施行令  
 措規……租税特別措置法施行規則

項目 種類	支払理由等	所得区分等			収入すべき 時期
		証明の有無	所得区分	根拠法令	
財形給付金	1 (1) .....	/	.....	措法29の3	.....
	(2) ① .....	/	.....	措法29の3 措令19の4	.....
	② .....	/	.....	—	/
	③ .....	/	.....	措法29の3 措令19の4	.....

項目 種類	支払理由等	所得区分等			収入すべき 時期
		証明の有無	所得区分	根拠法令	
財形給付金	1 (1) .....	/	.....	措法29の4	.....
	(2) ① .....	/	.....	措法29の4 措令19の5	.....
	② .....	/	.....	—	/
	③ .....	/	.....	措法29の4 措令19の5	.....

改正後					改正前				
2 第一種財形基金給付金 (2)中途支払理由	④	.....	/	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	⑤	.....		.....	.....	措法29の3 措令19の4 二 措規11の4 ①	.....	.....	.....
	⑥	.....	/	.....	.....	措法29の3 措令19の4 二	.....	.....	.....
	(3)	.....	/	.....	.....	措法29の3	.....	.....	.....
	(1)	.....	/	.....	.....	措法29の3	.....	.....	.....
	①	.....	/	.....	.....	措法29の3 措令19の4 二	.....	.....	.....
	②	.....	/	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	③	.....	/	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	④	.....	/	.....	.....	措法29の3 措令19の4 二	.....	.....	.....
	⑤	.....		.....	.....	措法29の3 措令19の4 二 措規11の4 ②、③一	.....	.....	.....
⑥	.....	/	.....	.....	措法29の3 措令19の4 二	.....	.....	.....	
⑦	.....		.....	.....	措法29の3 措令19の4 二 措規11の4	.....	.....	.....	
2 第一種財形基金給付金 (2)中途支払理由	④	.....	/	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	⑤	.....		.....	.....	.....	.....	措法29の4 措令19の5 二 措規11の5 ①	.....
	⑥	.....	/	.....	.....	措法29の4 措令19の5 二	.....	.....	.....
	(3)	.....	/	.....	.....	措法29の4	.....	.....	.....
	(1)	.....	/	.....	.....	措法29の4	.....	.....	.....
	①	.....	/	.....	.....	措法29の4 措令19の5 二	.....	.....	.....
	②	.....	/	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	③	.....	/	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	④	.....	/	.....	.....	措法29の4 措令19の5 二	.....	.....	.....
	⑤	.....		.....	.....	措法29の4 措令19の5 二 措規11の5 ②、③一	.....	.....	.....
⑥	.....	/	.....	.....	措法29の4 措令19の5 二	.....	.....	.....	
⑦	.....		.....	.....	措法29の4 措令19の5 二 措規11の5	.....	.....	.....	

改正後					改正前				
3 第二種財形基金給付金	(2) 中途支払理由	⑧		③二 措法29の3 措令19の4 二		⑧		③二 措法29の4 措令19の5 二	
		(3)		措法29の3		(3)		措法29の4	
		(1)		措法29の3		(1)		措法29の4	
		①		措法29の3 措令19の4 二		①		措法29の4 措令19の5 二	
		②				②			
		③				③			
		④		措法29の3 措令19の4 二		④		措法29の4 措令19の5 二	
		⑤		措法29の3 措令19の4 二 措規11の4 ②、③二		⑤		措法29の4 措令19の5 二 措規11の5 ②、③二	
		⑥		措法29の3 措令19の4 二 措規11の4 ③二		⑥		措法29の4 措令19の5 二 措規11の5 ③二	
		⑦		措法29の3 措令19の4		⑦		措法29の4 措令19の5	

改正後				改正前			
			二				二
(3)	……………		措法29の3	……………			措法29の4
<p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 ……………、措置法規則第11条の4第1項又は第3項第2号((一時所得となる財形給付金等の中途支払理由))に規定する事業主の証明がされた場合をいう。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 ……………、措置法規則第11条の4第3項第1号に規定する次に掲げる事業主及び基金の証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(財形給付金に含まれるもの)</p> <p><u>29の3—3</u> ……………、<u>29の3—2</u>の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日後に財形給付金等を支払う際に、……………、その付加する金額についても、措置法第29条の3に規定する財形給付金等に含まれるものとして差し支えない。</p> <p>(注) ……………、<u>29の3—2</u>の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものの金額の全てについて、措置法第29条の3の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(やむを得ない中途支払理由で勤労者の疾病等によるもの)</p> <p><u>29の3—4</u> 事業主がその勤労者につき措置法規則第11条の4第1項又は第3項第2号の規定により証明する支払の請求とは、……………。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(第二種財形基金給付金に係る所得の源泉徴収等)</p> <p><u>29の3—5</u> ……………、当該給付金については、措置法第29条の3の規定により財形法第6条の3第3項に規定する銀行等が支払うものとみなされているから、……………。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額)</p> <p><u>29の3—6</u> 措置法第29条の3の規定により給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額は、……………。</p> <p>(1) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して最初に支払われるもの ……………、その財形給付金等が支払われるべき日 (<u>29の3—2</u>の表の「収入すべき時期」欄</p>				<p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 ……………、措置法規則第11条の5第1項又は第3項第2号((一時所得となる財形給付金等の中途支払理由))に規定する事業主の証明がされた場合をいう。</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 ……………、措置法規則第11条の5第3項第1号に規定する次に掲げる事業主及び基金の証明がされた場合に限られることに留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(財形給付金に含まれるもの)</p> <p><u>29の4—3</u> ……………、<u>29の4—2</u>の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日後に財形給付金等を支払う際に、……………、その付加する金額についても、措置法第29条の4に規定する財形給付金等に含まれるものとして差し支えない。</p> <p>(注) ……………、<u>29の4—2</u>の表の「収入すべき時期」欄に掲げる日の翌日からその支払の日までの期間に対応する利子その他これに準ずるものの金額の全てについて、措置法第29条の4の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(やむを得ない中途支払理由で勤労者の疾病等によるもの)</p> <p><u>29の4—4</u> 事業主がその勤労者につき措置法規則第11条の5第1項又は第3項第2号の規定により証明する支払の請求とは、……………。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(第二種財形基金給付金に係る所得の源泉徴収等)</p> <p><u>29の4—5</u> ……………、当該給付金については、措置法第29条の4の規定により財形法第6条の3第3項に規定する銀行等が支払うものとみなされているから、……………。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額)</p> <p><u>29の4—6</u> 措置法第29条の4の規定により給与等とみなされる財形給付金等に係る源泉徴収税額は、……………。</p> <p>(1) その財形給付金契約等に基づき、その勤労者に対して最初に支払われるもの ……………、その財形給付金等が支払われるべき日 (<u>29の4—2</u>の表の「収入すべき時期」欄</p>			

改正後	改正前
<p>に掲げる日をいう。以下(2)において同じ。)の属する月までの期間 (2) (省略)</p>	<p>に掲げる日をいう。以下(2)において同じ。)の属する月までの期間 (2) (同左)</p>
<p><b>措置法第29条の4</b> ((退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例)関係 (退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る債務の内容)</p>	<p><b>措置法第29条の6</b> ((退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例)関係 (退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る債務の内容)</p>
<p><b>29の4—1</b> 措置法第29条の4に規定する退職した労働者(以下29の4—6までにおいて「退職勤労者」という。)が、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号、以下29の4—6までにおいて「賃金支払確保法」という。)第7条((未払賃金の立替払)) (同法第16条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下29の4—6までにおいて同じ。)の規定により弁済を受ける未払賃金に係る債務は、当該退職勤労者が同条に規定する事業主(以下29の4—5までにおいて「事業主」という。)から支払を受けるべき定期賃金に係る債務(29の4—2において「未払定期賃金」という。)と所得税法第30条第1項((退職所得))に規定する退職手当等に係る債務(29の4—2において「未払退職手当等」という。)とに限られていることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の弁済事務は、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>(船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員については、<u>地方運輸局、神戸運輸監理部又は沖繩総合事務局運輸部</u>)において行うことになっている。</p> <p>2 (省略)</p>	<p><b>29の6—1</b> 措置法第29条の6に規定する退職した労働者(以下29の6—6までにおいて「退職勤労者」という。)が、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号、以下29の6—6までにおいて「賃金支払確保法」という。)第7条((未払賃金の立替払)) (同法第16条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下29の6—6までにおいて同じ。)の規定により弁済を受ける未払賃金に係る債務は、当該退職勤労者が同条に規定する事業主(以下29の6—5までにおいて「事業主」という。)から支払を受けるべき定期賃金に係る債務(以下29の6—2において「未払定期賃金」という。)と所得税法第30条第1項((退職所得))に規定する退職手当等に係る債務(以下29の6—2において「未払退職手当等」という。)とに限られていることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の弁済事務は、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>(船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員については、<u>地方運輸局(運輸監理部を含む。)</u>)において行うことになっている。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>(弁済の充当の順序)</p>	<p>(弁済の充当の順序)</p>
<p><b>29の4—2</b> (省略)</p> <p>(注) 上記の弁済の充当の順序については、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の業務方法書(船員法の適用を受ける船員に関しては、社会保険庁通知)において定められている。</p>	<p><b>29の6—2</b> (同左)</p> <p>(注) 上記の弁済の充当の順序については、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の業務方法書(船員法の適用を受ける船員に関しては、社会保険庁通知)において定められている。</p>
<p>(年末調整後に立替払があった場合の再調整)</p>	<p>(年末調整後に立替払があった場合の再調整)</p>
<p><b>29の4—3</b> 退職勤労者に係るその年分の給与等につき、未払となっているものを含めて年末調整を行った後、給与所得の源泉徴収票(29の4—6において「源泉徴収票」という。)を作成する時まで、当該退職勤労者がその未払となっている給与等に係る債務につき措置法第29条の4に規定する弁済を受けた場合には、当該弁済を受けた金額を除いたところで、……………。</p> <p>(注) 1～2 (省略)</p>	<p><b>29の6—3</b> 退職勤労者に係るその年分の給与等につき、未払となっているものを含めて年末調整を行った後、給与所得の源泉徴収票(以下29の6—6において「源泉徴収票」という。)を作成する時まで、当該退職勤労者がその未払となっている給与等に係る債務につき措置法第29条の6に規定する弁済を受けた場合には、当該弁済を受けた金額を除いたところで、……………。</p> <p>(注) 1～2 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(確定申告後に立替払があった場合の更正の請求)</p> <p><u>29の4—4</u> ……………、措置法第29条の4に規定する弁済を受けたことにより国税通則法(昭和37年法律第66号)第23条第1項各号((更正の請求))の事由が生じた場合には、同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>なお、同項に規定する期間の満了する日後に措置法<u>第29条の4</u>に規定する弁済を受けた場合には、……………。</p>	<p>(確定申告後に立替払があった場合の更正の請求)</p> <p><u>29の6—4</u> ……………、措置法第29条の6に規定する弁済を受けたことにより国税通則法(昭和37年法律第66号)第23条第1項各号((更正の請求))の事由が生じた場合には、同項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>なお、同項に規定する期間の満了する日後に措置法<u>第29条の6</u>に規定する弁済を受けた場合には、……………。</p>
<p>(退職勤労者が未払給与等の弁済を受けるほか退職手当等の支払を受ける場合)</p> <p><u>29の4—5</u> 退職勤労者が、措置法第29条の4に規定する「未払賃金に係る債務で所得税法第28条第1項に規定する給与等に係るもの」(<u>29の4—6</u>において「未払給与等」という。)の弁済を受けるほか、……………。</p>	<p>(退職勤労者が未払給与等の弁済を受けるほか退職手当等の支払を受ける場合)</p> <p><u>29の6—5</u> 退職勤労者が、措置法第29条の6に規定する「未払賃金に係る債務で所得税法第28条第1項に規定する給与等に係るもの」(<u>以下29の6—6</u>において「未払給与等」という。)の弁済を受けるほか、……………。</p>
<p>(源泉徴収票の作成)</p> <p><u>29の4—6</u> (省略)</p> <p>(注) <u>29の4—3</u>に掲げる場合において、年末調整の再調整を行わなかったときは、源泉徴収票の「給与所得控除後の給与等の金額」欄の記載は行わないものとする。</p>	<p>(源泉徴収票の作成)</p> <p><u>29の6—6</u> (同左)</p> <p>(注) <u>29の6—3</u>に掲げる場合において、年末調整の再調整を行わなかったときは、源泉徴収票の「給与所得控除後の給与等の金額」欄の記載は行わないものとする。</p>